

『ひとりで学ぶ民法（第2版）』（ISBN978-4-641-13622-9）  
お詫びと訂正

本書 165 頁に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

■ 本文末尾の 2 行を削除する。

「これを前提とするならば、乙土地は、CのBに対する遺留分減殺請求権の行使により、Bが4分の3で、Cが4分の1の持ち分とする共有になります。」 → 削除

以上